

仕 様 書

1 委託事業名

令和7年度市民ぐるみ運動「プラスせんぼ」事業企画・運營業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務の内容

プラスせんぼの取組が、市民ぐるみ運動としてさらに展開し、市民の健康寿命の延伸につながるよう、情報発信や普及啓発に係るイベント等を企画し、実施する。ただし、提案に当たっては、以下の取組などを参考に予算に収まる範囲で行うものとする。

- ・ プラスせんぼの取組が広がるようSNS等を用いた効果的な広報
発信対象：京都市に在住の方、京都市に通勤・通学されている方
（年齢・性別問わず、とりわけ30～60歳代を中心として考えること）
発信時期：契約期間中随時
- ・ プラスせんぼの普及啓発につながる事業の企画・運営など
実施時期：10月～11月頃
対 象：京都市に在住の方、京都市に通勤・通学されている方
（年齢・性別問わず、とりわけ30～60歳代を中心として考えること）
実施場所：イベントの趣旨に沿う施設や場所
事業内容：プラスせんぼを実践、体験できる内容
【例】ウォーキングイベント、スタンプラリーなど
- ・ その他
プラスせんぼを楽しく知ってもらい、実践してもらうため、自社（受託者）の持つ“特性”“強み”等を活かした取組の提案
【例】・地域でのイベントにおける啓発活動（参加するイベントは、本市と事前に協議するものとする。なお、本市から提案することもある。）
・啓発物品（ノベルティ、パネル等）の企画、作成
・SNSを活用したコンテスト等の企画、運営

※ 事業の実施において、京都にゆかりのある企業やスポーツチーム等との連携を積極的に取り入れることが望ましい。

※ 単なるイベント実施のみでなく、市民が本事業をきっかけにプラスせんぼの取組を継続していくことができるような仕組みやアイデアの提案をすること。

（参考）主な過去の取組

- ・イオンモール桂川で開催した健康づくりイベント「イオンモールでけんこうひろば」における普及啓発（令和6年度）
- ・京都ハンナリーズと連携した普及啓発（啓発動画の作成等）（令和6年度）

- ・京都市応援づくり応援サイト「京・けんこうひろば」を通じた発信（令和6年度～）
- ・「歩き方を紹介する動画」と「京都市内の約1,000歩で歩けるルートを紹介する動画」の作成（令和5年度）

5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む）
- (3) その他本業務で作成した印刷物及び電子データ等 一式
- (4) (1)～(3)のほか、本市が指示するもの

6 留意点

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作権者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付することができる。

7 委託料

事業運営に係る委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に当たり、本市や関係者と適宜打合せを行い、効率的かつ迅速な業務の遂行に努めること。
- (2) 当該委託業務の期間満了の際、受託者に変更が生じた場合は、新たな受託者が支障なく業務を行えるよう、適切な業務の引継ぎを行うこと。また、業務委託期間内においては、新たな受託業者の問合せに対応するとともに、必要に応じて指導及び助言を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当者と協議し、その決定に従うこと。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。
ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生 of 報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。